

債権回収対策室

町では、平成23年4月に滞納債権の回収強化のため“ストップ・ザ・滞納”をスローガンに債権回収対策室を設置しました。

業務内容

滞納となっている町の債権（町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、学校給食費、町営住宅家賃、児童クラブ保育料、東陽病院の医療費自己負担分等）の回収業務を各担当課から引継ぎ（移管）を受け、差押え、支払督促、訴えの提起等を行い、滞納債権の早期回収を行います。

滞納発生

▶ 納期限を過ぎても納付がない場合は滞納が発生します。

督促状発送

▶ 滞納があると、法律に基づき督促状を発送し自主納付を促します。

差押え、支払督促、訴えの提起等

▶ 督促状を発送して10日を過ぎても納付がない場合は、差押えや裁判上の手続を行い、滞納債権を回収します。

取立て、公売、強制執行等

▶ 債権の取立て、公売、強制執行等によって財産を金銭に換えます。

滞納債権に充当

▶ これらの強制的な処分を行って得た金銭を滞納債権に充当します。

また、債権回収対策室に移管された債権について、災害、盗難その他の事故等やむを得ない理由によって納付ができなくなった場合はご相談ください。

相談がない場合には差押え、強制執行等によって債権の回収を実施します。

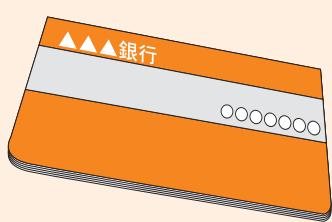
主な差押え対象

● 預金

● 不動産

● 自動車

● 給与 等



◆問い合わせ 税務課債権回収対策室 ☎84-1212